

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明性、公正性、効率性を高めてグループ会社を含めた企業価値を長期にわたり安定的に向上させることが経営の最重要課題と考えております。

また、企業価値の向上は、公正な企業活動により社会的な使命を果たし、株主や顧客のみならずはじめてとするステークホルダーの信頼と支持を得てはじめて可能であり、コーポレート・ガバナンスの充実、そのための体制づくりに向けた基本的な命題であると認識しております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則4-11：取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、経営管理、国内外の事業運営等、様々な知識・経験を有し、当社事業に精通する8名の取締役と、企業経営および法律に関する知識・経験を有する2名の社外取締役(企業経営者および弁護士)で構成されております。取締役は全員男性、監査役は女性1名を選任しておりますが、ジェンダーにおける多様性の確保については、今後も課題として検討してまいります。

また、当社の監査役会は、様々な当社業務経験を持つ2名の常勤監査役と、企業経営、財務・会計、法律に関する知識・経験を有する3名の社外監査役(元企業経営者、税理士および弁護士)で構成されております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4：政策保有株式】

(政策保有方針)

当社は、取引先との事業上の関係の強化等を目的として、政策保有株式を保有いたします。

(保有の適否の検証)

当社は、政策保有株式の保有の適否について、保有が上記目的に合致しているか、また資本コストも含めた経済的な合理性に合致しているかを毎年取締役会において総合的に検証し、保有が不適切であると判断した場合には、売却等による政策保有株式の縮減を進めてまいります。

(議決権行使基準)

当社は、政策保有株式の発行会社の経営方針等を尊重したうえで、中長期的な企業価値の向上に資するものかどうか、企業価値を毀損するおそれはないかどうか等を検討し議決権を行使いたします。

【原則1-7：関連当事者間の取引】

当社では、取締役との利益相反取引について、取締役会にて事前承認、事後報告を行うこととしております。また、関連当事者に該当する者との取引があった場合、取引の概要とともに取引条件とその決定方針を株主総会招集通知、有価証券報告書にて開示しております。

【原則2-6：企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の運営のため、当社の経理部財務関係管理職1名を含む7名による運用委員会を組織し、年金資産の運用基本方針や資産構成割合の策定・見直し、運用受託機関の評価等を行なっております。なお、具体的な投資先企業の選定や投資先企業への議決権行使は運用受託機関に一任する等、企業年金の受益者と当社との間に生じ得る利益相反を適切に管理しております。

【原則3-1：情報開示の充実】

(i) 経営理念、経営戦略、経営計画

・「ニチアス理念」「経営ビジョン」を当社ホームページ、株主総会招集通知、有価証券報告書にて開示しております。

・2016年度を初年度とする5か年の中期経営計画を策定し、その概要を2016年5月9日に開示(2018年5月7日に2020年度の数値目標を開示)しております。また、決算短信、株主総会招集通知、有価証券報告書においてもその概要を記載しております。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を当社ホームページ、本報告書、有価証券報告書にて開示しております。

(iii) 役員報酬の決定に関する方針

役員報酬の決定に関する方針と手続の概要を本報告書、有価証券報告書にて開示しております。

(iv) 役員を選任の方針・手続

役員候補者の選任および役員の解任については、「指名委員会」が協議のうえ提出された内容を取締役に審議し、株主総会に提案しております。

(v) 役員を選任についての説明

個々の取締役・監査役の選任および解任議案について、その理由を株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4-1-1：経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、法令、定款および「取締役会規程」において規定された事項について決議し、それ以外の業務執行の意思決定について経営陣や関連部門に委任されております。

【原則4-9：独立社外役員の独立性判断基準】

株主総会招集通知、有価証券報告書にて「独立社外役員の独立性判断基準」を開示しております。

【補充原則4 - 11 - 1 : 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、経営の透明性、公正性を高め、かつ意思決定を迅速に効率的に行うため、15名以内の規模で、当社事業に精通した取締役と、独立した立場から自由に提言できる社外取締役に構成しております。社外役員の選任に際しては、会社経営、企業法務、財務および会計等に関して豊富な経験と高い知見を持ち、社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できていることを条件としております。

【補充原則4 - 11 - 2 : 役員の兼任状況】

株主総会招集通知、有価証券報告書にて役員の兼任状況を開示しております。

【補充原則4 - 11 - 3 : 取締役会全体の実効性の分析・評価】

2018年6月開催の取締役会において、各取締役に對するアンケート調査の結果をもとに取締役会の実効性について分析・評価を実施いたしました。その結果、取締役会の全体としての実効性は十分確保されていることを確認いたしました。

【補充原則4 - 14 - 2 : 役員に対するトレーニングの方針】

社外役員に対しては、就任時に当社の事業、財務、組織、経営戦略等につき説明をしております。社内役員に対しては、就任前に必要に応じ研修を行います。就任後においても必要に応じて研修、E-ラーニング等を実施いたします。

【原則5 - 1 : 株主との建設的な対話に関する方針】

株主・投資家との対話の機会として、株主総会をはじめ、決算説明会、スモールミーティングなどを開催し、当社の事業活動等についての説明を実施しております。

上記のほか、IR担当役員の統括の下、経営企画部が主となり株主・投資家との対話を実施し、社内関係部署が連携して情報発信および株主・投資家の意見の収集に取り組んでおります。

株主・投資家との対話に際しては、社内規則「インサイダー取引防止規程」に従いインサイダー情報を適切に管理しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ニチアス持株会	10,381,021	7.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,298,000	7.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,949,000	5.99
GOVERNMENT OF NORWAY	5,387,500	4.06
株式会社三井住友銀行	5,033,088	3.79
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	5,018,000	3.78
三井住友信託銀行株式会社	3,738,000	2.82
住友生命保険相互会社	2,874,000	2.17
日本生命保険相互会社	2,518,236	1.90
トヨタ自動車株式会社	2,475,702	1.87

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

### 補足説明 更新

- 株式会社みずほ銀行から、2017年5月10日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、同年4月28日現在で株式会社みずほ銀行ほか共同保有者が、それぞれ以下のとおり株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社としては、各社の2018年9月30日現在の実質保有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- 三井住友信託銀行株式会社から、2018年6月21日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により、同年6月15日現在で三井住友信託銀行株式会社ほか共同保有者が、それぞれ以下のとおり株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社としては、各社の2018年9月30日現在の実質保有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には、三井住友信託銀行株式会社については株主名簿上の株式数を記載し、ほかの1社は含めておりません。

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	ガラス・土石製品

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
江藤 洋一	弁護士													
平林 良人	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
江藤 洋一		同氏は2008年から2011年まで当社と法律顧問契約を結んでいた法律事務所の弁護士であります、その報酬額は同事務所の規模に対して少額であります。	<p>&lt;社外取締役としての選任理由&gt;                      弁護士として幅広い知見と高度な識見、法曹界における豊富な経験を有し、長年携わってきた企業法務において高い実績をあげ、会社経営に関しても高い見識を有しており、経営全般の監視と有効な助言をいただけると判断したため。</p> <p>&lt;独立役員に指定した理由&gt;                      当社とは利害関係がなく中立的な立場であり、「一般株主との利益相反が生じるおそれがない」と判断したため。</p>

平林 良人	当社と取引関係のない他社の経営者	<p>&lt; 社外取締役としての選任理由 &gt;          企業経営者としての豊富な経験と識見ならびにISO日本代表エキスパート、大学院講師および政府機関における委員などを通じて培われた品質マネジメント等に関する高い専門性と幅広い知見を有しており、経営全般の監督と有効な助言をいただけるかと判断したため。</p> <p>&lt; 独立役員に指定した理由 &gt;          当社とは利害関係がなく中立的な立場であり、「一般株主との利益相反が生じるおそれがない」と判断したため。</p>
-------	------------------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	7	0	4	1	0	2	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	7	0	4	1	0	2	社内取締役

補足説明

- 【指名委員会および報酬委員会の構成】
- ・取締役および取締役でない執行役員のうち、「常務執行役員以上」の者
  - ・社外取締役より1名
  - ・常勤監査役より1名
  - ・社外監査役より1名
  - ・議長は社長

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 内部監査は、内部統制監査室が、当社グループの内部監査を計画的に実施しております。監査結果は改善事項を明らかにしたうえで、社長宛に監査結果の報告を行うとともに被監査部署へ通知し、継続的に指摘事項等の改善状況を確認しております。
2. 監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、本社・主要な事業所・子会社における業務および財産の状況の調査等を実施しています。
3. 内部統制監査室と監査役は会計監査人も含めて連携を密にし、それぞれの監査活動の効率化や全体的な有効性向上のため、互いの監査計画と監査結果について情報を共有しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
城之尾 辰美	税理士													
和智 洋子	弁護士													
岩淵 勲	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

## 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
城之尾 辰美		当社と取引関係のない税理士事務所の責任者	<p>&lt; 社外監査役としての選任理由 &gt;            税理士としての豊富な経験と他社における社外監査役の経験を通じた会社の監査に関する高い見識を有しており、中立で自由な立場で監査ができると判断したため。</p> <p>&lt; 独立役員に指定した理由 &gt;            当社とは利害関係がなく中立的な立場であり、「一般株主との利益相反が生じるおそれがない」と判断したため。</p>
和智 洋子		同氏は当社と法律顧問契約を締結している梶谷総合法律事務所の弁護士ですが、当社の案件に直接関与しておらず、同事務所に対する報酬額は同事務所の規模に対して少額であります。	<p>&lt; 社外監査役としての選任理由 &gt;            弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有し、長年携わってきた企業法務において高い実績をあげ、更生事件の経験等を通じて会社経営に関する高い見識を有しており、中立で自由な立場で監査ができると判断したため。</p> <p>&lt; 独立役員に指定した理由 &gt;            当社とは利害関係がなく中立的な立場であり、「一般株主との利益相反が生じるおそれがない」と判断したため。</p>
岩淵 勲		当社と取引関係のない法人の代表者	<p>&lt; 社外監査役としての選任理由 &gt;            企業経営者としての豊富な経験と識見ならびに大学講師などを通じて培われた環境問題等に関する高い専門性と幅広い知見を有しており、中立で自由な立場で監査ができると判断したため。</p> <p>&lt; 独立役員に指定した理由 &gt;            当社とは利害関係がなく中立的な立場であり、「一般株主との利益相反が生じるおそれがない」と判断したため。</p>

## 【独立役員関係】

独立役員の数

5名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

付与対象者の当社グループの業績および企業価値向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的としています。  
当社は2006年に本制度をいったん廃止しましたが、2009年復活いたしました。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

付与対象者の当社グループの業績および企業価値向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的としています。  
当社は2006年に本制度をいったん廃止しましたが、2009年復活いたしました。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の役員が存在しないため、個別開示を行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は月額32百万円(1997年6月定時株主総会決議)であり、監査役の報酬限度額は月額6百万円(2012年6月定時株主総会決議)であります。

賞与については、取締役および監査役に対しては支払っておりません。

各取締役の月額報酬は、業績、職務の重要性や責任等を勘案して、社外取締役および社外監査役を含めた報酬委員会において協議した結果を取締役会に諮り、決定いたします。各監査役の月額報酬は、監査役会の協議により決定いたします。

なお、退職慰労金については、取締役および監査役ともに2007年6月28日開催の第191期定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在は社外役員を補助する専任スタッフは配置しておりませんが、監査・監督活動に際しては内部統制監査室および経営企画部が中心となって支援しております。また、取締役会への付議事項については、社外役員に対して事前に事務局(総務部)より要旨・資料が届けられ、さらに、社外監査役に対しては、付議事項のうちの重要案件について別途、常勤監査役を通じて口頭で説明が行われております。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

0名

その他の事項

当社には、相談役・顧問制度がありますが、現在、該当者はおりません。なお、代表取締役社長等を退任した者が相談役・顧問に就任する場合であっても、職務は現経営陣からの相談への対応や個別に委託された特定の業務に限られ、経営全般には一切関与いたしません。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 当社は監査役制度を採用しており、本報告書提出日現在、取締役は10名(内、社外取締役2名)、監査役は5名(内、社外監査役3名)です。
2. 当社の取締役会は、経営の透明性、公正性を高め、かつ意思決定を迅速に効率的に行うため、当社事業に精通した8名の取締役と、

独立した立場から自由に提言できる2名の社外取締役で構成されております。取締役会は毎月定例日に1回、および必要な場合は臨時に開催し、取締役会規程に定める様々な重要事項を決定するとともに業務執行の状況を監督しております。

3. 取締役会を効率化するための審議機関として、取締役、常勤監査役、執行役員本部長および社長が指定した者により構成される「経営会議」が原則として毎週開催され、稟議案件の承認および全社的な業務運営や個別の重要案件に関して審議・報告しております。
4. 取締役会の諮問機関として、「指名委員会」および「報酬委員会」を設置しております。役員候補者の選任については、「指名委員会」が選任基準に照らして、協議・推薦したうえ、取締役会にて審議し、株主総会に候補者を提案しております。取締役の報酬等の決定については、業績、職務の重要性や責任等を勘案して、「報酬委員会」において協議した結果を取締役会にて審議し決定しております。各委員会には、社外取締役および社外監査役をそれぞれ1名以上構成員として加え、役員候補者の選任や報酬決定のプロセスの客観性や妥当性を高めております。
5. 当社の監査役会は、経営監視のための機能の客観性と中立性を確保するため、それぞれ異なった専門分野(会社経営、法律および財務・会計)を持った、自由な立場で意見を述べる事ができる3名の社外監査役と、様々な当社業務経験を持つ2名の常勤監査役とによって構成されております。監査役会は原則として毎月1回開催され、監査状況の報告のほか、経営執行の適法性等について活発な意見が交わされております。また、取締役会等においては、高い見地から経営に対し積極的に意見表明を行っております。
6. 会計監査人による監査については、監査役会が評価基準に基づいて選定した「有限責任監査法人トーマツ」と監査契約を結び、連結・単独決算の監査を受けております。  
2018年3月期において業務を執行した同監査法人の公認会計士の氏名および監査業務に係った補助者の構成は次のとおりです。
  - ・業務を執行した公認会計士の氏名  
指定有限責任社員 業務執行社員: 茂木浩之、五十嵐勝彦
  - ・会計監査業務に係った補助者の構成  
公認会計士8名、会計士試験合格者4名、その他4名

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記2. 記載の体制が当社の経営に適合し、コーポレート・ガバナンスが最も有効に機能すると考えるため。



## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主のみなさまに議案を十分ご検討いただけるよう、株主総会の3週間以上前に招集通知を発送しております。 また、招集通知の発送前に当社ホームページ、東証上場会社情報サービスに、発送と同日に議決権電子行使プラットフォームにその内容を掲載しております。
電磁的方法による議決権の行使	パソコンやスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスし、インターネットによる議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加し、機関投資家のみなさまが議案を十分に検討する時間を確保できるようにしております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の参考書類(議案)の英訳を当社ホームページ、東証上場会社情報サービス、議決権電子行使プラットフォームに掲載しております。
その他	「株主さま専用コールセンター」を開設(招集通知発送日から総会前日まで)し、株主総会にご参加いただくことが難しい株主さまより、貴重なご意見等をたまわっております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにて「ディスクロージャーポリシー」を開示しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年5月と11月に、機関投資家、証券アナリスト向け説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主宛ての報告書、株主情報、株主総会の招集通知、株主総会の決議通知	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部が、機関投資家や証券アナリストへの訪問説明などのIR活動を積極的に実行しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、基本方針の一つとして「企業価値の向上とステークホルダーのみなさまとの価値の共有」を定め、安全、環境に配慮したものづくりの実践により向上させてきた企業価値をステークホルダーのみなさまと共有していく旨を株主総会招集通知、有価証券報告書等に明記しております。 また、当社のコンプライアンスに関する基本姿勢の一つとして「グループをとりまくさまざまな関係者の立場に立った行動とコミュニケーションを通じて、広く社会との良好な関係を維持する」を定め、当社役員、執行役員および従業員はこの基本姿勢に則って業務を遂行しております。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 2001年4月に「ニチアス環境憲章・環境行動指針」を制定。2008年4月に新企業理念に基づき社会的観点に立った改訂を実施、2017年4月に環境に対する社会のニーズに合わせ内容の改訂を実施しております。</li> <li>2. 2004年より「環境報告書(現 CSRレポート)」を発行しております。</li> <li>3. 全ての自社工場と国内外の主要子会社において、環境マネジメントシステムに関する国際規格(ISO14001)の認証を取得しております。</li> <li>4. 当社製品の安全確保と使用中、廃棄時の環境負荷を低減するため、1997年に全社を対象として新製品開発時の使用禁止物質を定め、その後、それらの対象物質を徐々に拡大しつつ、2005年には新たな社内規程を制定してリサイクル原料の購入などを盛り込んだ「グリーン調達」に取り組んでおります。</li> <li>5. また、2004年には、環境大臣広域再生利用産業廃棄物処理者の認定を取得して、当社製品廃棄物のリサイクルにも取り組んでおります。</li> <li>6. 2012年には製品含有化学物質管理体制を構築しております。</li> </ol>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>当社は、「企業価値の向上は、ステークホルダー - のみなさまの信頼と支持を得てはじめて可能である」と認識しており、そのためには、情報開示が重要であると考えており、適時かつ適正な開示を実践しております。</p>

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社および当社グループ会社(会社法第2条第3号の定義による当社の子会社をいう。以下同じ。)の取締役は、「ニチアスグループコンプライアンス綱領」に定める行動規範を順守し、自らが高い倫理観を持って行動する。
  - (2) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するために、各取締役による職務執行の状況に関する主要事項の報告日程およびその他の随時に報告すべき事項をあらかじめ定める。取締役会では、各取締役が重要事項の情報を共有した上で討議し、相互コミュニケーションの確保および相互牽制を図る。
  - (3) 監査役会は、毎事業年度末に取締役に対して、自署、捺印による「取締役業務執行確認書」の提出を求めることにより、職務執行上の義務違反がない旨を自ら確認させる。
2. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役より1名をコンプライアンス担当役員に任命する。同担当役員が「コンプライアンス委員会」の委員長となり、当社および当社グループ会社のコンプライアンス体制・施策の立案とその展開などを行う。
  - (2) 法令違反の疑いのある行為などを発見した者が直接どこからでも通報できるように、社内外および当社ホームページにコンプライアンスに関する通報受付窓口(コンプライアンス・カウンター)を設ける。なお、通報者にはあらゆる面で不利益を被ることのないように万全の注意を払う旨を「ニチアスグループコンプライアンス綱領」にて定めている。
  - (3) 法令または社内規定などに反する行為のあった者に対しては、「就業規則」に基づいて厳正にかつ公平な基準で処分する。
  - (4) 反社会的勢力からの要求に対してはこれに応じない旨を「ニチアスグループコンプライアンス綱領」にて定めている。
  - (5) 内部監査を担当する内部統制監査室の体制と機能を充実させることにより往査の頻度と監査効率を高め、監査結果が遅滞なく経営会議などにおいて報告されるようにする。また、担当取締役はそれらの要旨を取締役会において報告する。
3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - (1) 取締役の職務執行に係る文書については「文書管理規程」に基づいて管理、保存する。
  - (2) 取締役(および監査役)は取締役の職務執行に係る文書を常時、電子化文書にて閲覧できる。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役会の効率化を図るため、取締役会は、全社的な業務運営にかかる案件の事前審議を経営会議に委任する。経営会議にて審議した案件のうち、「取締役会規程」に定める重要案件については取締役会に報告または付議する。
  - (2) 取締役会は、承認・決定した重要事項について進捗状況をレビューし、爾後の対策などを検討する。
5. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社および当社グループ会社のリスク管理を体系的に定める規程に基づいて、それぞれの担当部署において個別の規程や運営要領の制定、マニュアル類の作成・配付、研修の実施などを行う。
6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 当社および当社グループ会社の財務報告の信頼性を確保するため「財務報告に係る内部統制評価の基本方針」に基づき、必要な内部統制に係る体制を整備し、その評価の仕組みを構築している。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。
  - (2) 当社グループ会社における重要案件については、当社の「子会社管理規程」に基づき、所管事業部長あるいは本部長が、経営会議または取締役会に諮る。
  - (3) 当社グループ会社には当社の取締役または社員を取締役および(または)監査役として派遣(兼任)するとともに、当社の内部統制監査室には各社の内部統制体制の状況についても監査させ、その結果を下記事項7の報告に加える。
7. 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
  - (1) 当社グループ会社の業務について、原則として所管事業(本)部または管理本部がその状況を管理し、必要な場合は当社グループ会社の業務執行責任者に経営会議長の報告を求める。
  - (2) 所管事業(本)部長または管理本部長は、当社グループ会社の業務執行状況を定期的に取り締役に報告する。
8. 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
「子会社管理規程」において当社グループ会社における職務権限等をあらかじめ定め、当社グループ会社の取締役はこれに準拠し職務を執行することにより効率化を図る。
9. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役よりその職務を補助すべき者の設置につき要請を受けた場合は、監査役と協議の上、適切な使用人を専任で補助に当たらせるものとする。
10. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - (1) 前項に記載した監査役に対する補助者を置く場合は、その独立性を確保するため、当該使用人の人事異動に関する決定には、監査役会の事前の同意を得なければならない。その人事考課および懲戒処分については、常勤監査役と協議の上で決定しなければならない。
  - (2) 監査役より監査役を補助すべき要請を受けた者は、取締役等の指揮・命令は受けないものとする。
11. 取締役・使用人または子会社の取締役・監査役・使用人もしくはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
  - (1) 当社および当社グループ会社の役員および社員は、当社および当社グループ会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査による法令違反などの重大事態を認知した場合は、既存の会議体における報告機会を待たずに速やかに監査役に報告する。
  - (2) 上記事項1の(2)に記載した取締役の職務執行状況の報告に関する事項については、監査役と協議の上でこれらの計画を策定する。
12. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および当社グループ会社は、当社の監査役へ報告を行った者に対して、あらゆる面で不利益を被ることがないよう、万全の注意を払う。

13. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用を支払う。

14. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役に対しては重要な意思決定に関する会議体の日程を文書で伝え、監査役が出席を望む会議にはいつでも出席して意見を述べるができることとする。

(2) 監査役会は、代表取締役社長および会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力よりの不当な要求に対しては毅然とした姿勢でこれを断固拒否し、これらの団体・個人とは一切の関係を持たないという方針を明確にしております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

#### 該当項目に関する補足説明

##### 基本的な考え方

当社は、当社株式の大量取得を目的とする買付が行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主のみなさまの判断に委ねられるべきものと考えております。しかしながら、前述した企業価値を揺るがし、多くの株主さま、お客さまが不利益を被るような株式の大量取得の行為につきましては、不適切なものであると考えております。

現時点では、当社は、いわゆる買収防衛策を導入しておりません。ただし、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視し、特に株式の大量取得を企図するものが出現した場合には、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために、積極的な情報収集と適時開示に努めるとともに、株主のみなさまが適切に判断していただけるよう必要な措置を講じてまいります。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### 【適時開示体制の概要】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 社長に任命された情報管理担当役員は、毎月開催の取締役会、毎週開催の経営会議のみならず、原則として社内各部門ごとの重要会議への出席が義務付けられています。  
さらに、取締役会には総務部長が、ならびに、役員が出席するその他の重要会議には経営企画部長がそれぞれの事務局として陪席しており、重要な決定・発生事実の把握について両部長が情報管理担当役員を補佐できる立場にあります。  
子会社の一定基準を超える案件については、社内規程に基づき、経営会議または取締役会に諮られ、また、各子会社の状況については担当役員より定期的に経営会議に報告される為、情報管理担当役員は「子会社に係る重要な会社情報」を常に把握できる体制となっております。
2. 上記以外で重要な事態が発生した場合は、当該事態を所管する部署または子会社の代表者が、直ちにその内容を担当役員および情報管理担当役員を含む関係者に必ず報告する体制となっております。
3. 情報管理担当役員は、上記の情報を該当の担当役員とすり合わせ、確認の上で代表取締役へ報告するとともに、開示情報の作成責任者でもある総務部長および経営企画部長等に伝え、東京証券取引所の適時開示基準に照らし開示の是非を検討します。  
この検討結果を代表取締役へ伝えた上で、適時開示基準に該当しない事項についても、開示することが望ましいと判断されるものについては、代表取締役の承認を得て、次の開示担当部署に適時開示を指示します。
4. 適時開示情報については、定例的なものはその内容に応じて、経営企画部、経理部、総務部が原稿作成を担当します。  
また、その他のものは三部署が共同して原稿を作成します。  
「適時開示」を行なう情報については、重要性の度合いにより必要な承認手続きを経た後、すべて総務部が発信窓口になって開示しております。  
開示した全情報は、当社のホームページに掲載しております。

